

## 江南市地域交流センター運営等業務委託公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

江南市地域交流センター運営等業務委託について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和4年9月27日

江南市長 澤田 和延

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

江南市地域交流センター運営等業務委託

#### (2) 業務目的

江南市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）は、地域コミュニティ、市民活動団体、市民、行政、企業、教育機関など多様な主体が気軽に集い、対話し、行動する地域協働・地域交流の拠点として、地域資源の集約と発信や、協働・連携の担い手の発掘を行うとともに、様々な活動や交流を通じて、すべての人が生涯にわたり活躍できる場づくりを行う。

また、その交流や、対話の中から、互いの思いに共感することにより地域課題の解決に向けた自発的な行動を促し、新たな活動を創出できる環境づくりにより、協働によるまちづくりを進め、将来にわたって活気と温もりのあふれる住み続けたいくなるまちを目指す。

その目的の達成のため、地域交流センターを新たな地域協働・地域交流の拠点として、効果的、効率的及び持続的に運営し、地域の活性化及び課題解決に資する人材の発掘及び育成や、連携、協働、発想の創出に繋がる特色のある仕組みづくりを行うものとする。

#### (3) 業務内容

- ①施設運営業務
- ②相談業務
- ③各種情報収集・提供業務
- ④研修業務
- ⑤交流業務
- ⑥江南市地域まちづくり補助金制度運営支援及び補助団体支援業務
- ⑦ロッカー等貸出業務
- ⑧その他業務

#### (4) 委託期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 江南市業者指名停止基準(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 「江南市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年9月28日付け江

南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 令和4・5年度江南市入札参加者資格名簿に登録があること。

### 3 選考方法

「2 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、その内容を江南市地域交流センター運営等業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行います。

### 4 手続き等

(1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

江南市 企画部 地方創生推進課 地域協働グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話 番号： 0587-54-1111（内線 323）

FAX 番号： 0587-54-0800

E-mail： kyodo@city.konan.lg.jp

(2) 実施要綱等の配布

実施要綱等の資料の配布については、次のとおりとします。

① 配布期間

令和4年9月27日（火）から令和4年10月18日（火）まで

② 配布場所 江南市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.konan.lg.jp/jigyous/proposal/1012119.html>

③ 配布する書類

実施要綱、仕様書等

(3) 実施要綱、仕様書等に関する質問・回答

① 提出方法

質問書（様式第5）に必要事項を簡潔明瞭に記入し、電子メールで提出してください（電子メール以外は受け付けません）。電子メールの件名は、「プロポーザル質問」とし、送信後には必ず電話連絡を行ってください。

② 提出期限 令和4年10月5日（水）午後5時まで（必着）

③ 回答方法

令和4年10月12日（水）に江南市ホームページに質問内容と回答を掲載します。

(4) 企画提案書等の提出について

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要綱、仕様書等の内容を理解した上で、次に掲げる書類を提出してください。

① 提出書類

いずれの書類とも、正本1部及び副本8部の計9部をそれぞれ提出してください。

- ・ 参加申込書（様式第1）及び会社概要等団体の概要（設立年月日、代表者、資本金、従業員数、主な業務内容）を示した資料（様式任意。既存のパンフレット、定款等による提出も可。）
- ・ 企画提案書（様式第2）
- ・ 企画提案サマリーシート
- ・ 参考見積書（様式第3）

② 提出場所 上記「(1) 担当課」に同じ。

- ③ 提出期限 令和4年10月18日(火)午後5時まで(必着)
  - ④ 提出方法 持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達証明が可能な方法により提出してください。郵便事故等については参加者の自己責任とします。
- (5) 企画提案に係るプレゼンテーション審査
- ① 実施日時・場所 令和4年10月30日(日)
    - ※ 準備及び撤収(各5分)を含め、一者40分程度とし、開始時間、場所等の詳細は連絡責任者に通知します。
  - ② 実施内容
    - ・ 企画提案に係るプレゼンテーション(20分以内)
    - ・ 質疑応答(10分程度)
  - ③ その他
    - ・ 説明者は3名以内とします。
    - ・ 電子データによって提案説明を行う場合は、あらかじめ江南市が準備したプロジェクターを利用することができます。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めません。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げないものとします。
- (6) プレゼンテーション審査の結果通知
- プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に対し、審査結果を通知します。
- 通知時期 令和4年11月7日(月)予定
- (7) 参加辞退の場合
- 参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式第7)を担当課あてに提出してください。
- (8) その他
- ア 失格となる場合
- 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とすることがあります。
- ① 参加資格要件を満たしていない場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ⑤ ヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - ⑥ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合
- イ その他
- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、参加者の負担とします。
  - ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
  - ③ 全ての提出書類は、返却しません。
  - ④ 提出された企画提案書は、候補者の決定以外には参加者に無断で使用しないこととします。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがあります。
  - ⑤ 提出された書類は、候補者の決定作業に必要な範囲において、複製することがあります。

## 8 その他留意事項

詳細は、実施要綱、仕様書等によりますので、必ず確認してください。